

鹿児島県の最低賃金

ちゃんとチェック！ 最低賃金

地域別最低賃金

	時 間 額	効力発生日	適 用 範 囲
鹿児島県 最低賃金	1,026円	令和7年 11月1日	鹿児島県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

特定最低賃金（産業別最低賃金）

産 業 名	時 間 額	効力発生日	適 用 範 囲
自動車（新車） 小 売 業	1,048円	令和7年 12月28日	次に掲げる者を除く ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具 製 造 業	1,026円	令和7年度は改正がありません。 このため、令和7年11月1日から鹿児島県最低賃金1,026円以上の支払いが必要となります。	
百貨店、 総合スーパー	1,026円		

● 特定最低賃金（産業別最低賃金）の業種分類は日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づいたものです。

● 最低賃金には次の賃金は算入されません。

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など） | ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など） |
| ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金 | ④ 精皆動手当、通勤手当、家族手当 |

最低賃金に関する お問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室 099-223-8278
鹿児島労働基準監督署 099-214-9175
鹿屋労働基準監督署 0994-43-3385

川内労働基準監督署 0996-22-3225
加治木労働基準監督署 0995-63-2035
名瀬労働基準監督署 0997-52-0574

賃金引上 支 援

非正規雇用労働者の基本給の引上げに
キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）
をご活用ください

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

【お問い合わせ先】
鹿児島労働局職業対策課 099-219-5101

働き方改革・賃金引上げに関するワンストップ相談窓口

鹿児島働き方改革推進支援センター 0120-380-436

鹿児島労働局・労働基準監督署

